

鴨川メガソーラー建設計画の概要と問題点

鴨川の山と川と海を守る会：今西徳之

「前代未聞の建設計画」

建設計画地は鴨川市の北部、君津との市境に接する清澄山系の山林である。まず驚くのは規模の大きさである。伐採面積150ha、東京ドームにして実に32個分にもなる。しかも建設予定地は林野庁により山地災害危険地区に指定されている急峻な山林である。事業者によれば1300万立方メートルの山を削り、その土で谷を埋めるとのことだ。単純に計算しても10tダンプ166万台にもなる土砂の移動量だ。山林の伐採だけでなく、山の形まで大きく変えてしまう巨大開発になる。資源エネルギー庁の「太陽光発電事業計画策定ガイドライン」には「土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、開発計画の策定を行うように努めること。」とある。建設予定地はまだ開発もされていない山林である。大量の樹木を伐採してどこが再生可能エネルギーなのだろうか。単純に見積もっても10万本以上の樹木が伐採される計画である。消費地に近い建築物の屋根や空き地を利用すればよいだけのことだ。どう考えてもこの計画地は太陽光発電所の立地としては甚だ不適切な場所ではないだろうか。

「計画概要」

場所：千葉県鴨川市、鴨川有料道路西側、清澄山系の山林

面積：事業面積250ha,伐採面積150ha

発電規模：130mw

事業者：AS 鴨川ソーラーパワー合同会社

地権者：Aスタイル 造成：大蓉工業 設計：ユニ設計 発電設備：日立製作所

「許可と認可」

この計画に関わる法律として森林法に基づく林地開発許可と経産省による固定価格買い取り制度（通称FIT法）の2つがある。

「林地開発許可制度」

1ヘクタール以上の森林を開発する場合、森林法に基づく許可が必要となる。

認可はそれぞれの都道府県の知事によるものとなっており、現在、千葉県で審査されている。ここで開発による土砂崩れや水害などの安全性について審査される。太陽光発電所の場合ほとんどの自治体で環境アセスの対象から外されている。千葉県においては、審査基準に太陽光発電所の項目も無い。また林地開発許可において周辺住民の同意もいらぬ。また1ヘクタール以上であれば、どんなに広くても同じ基準で審査され、大きさに関する規制は無い。そもそも太陽光発電所の建設がこんな山間部にまで及ぶことは想定外だった

とも考えられる。法整備が追い付いていない現状である。

林地開発許可においては工事の安全性を審査するだけなので、景観の悪化による観光業への影響などは審査されない。

(2018年12月現在、許可はまだ下りていない)

「固定価格買い取り制度」

2014年(平成26年)に認定を取得。(32円) 2018年12月認定情報、発電事業者名：IP千葉鴨川ソーラー発電合同会社

「問題点、メリットとデメリット」

この建設計画の問題点は大きく二つに分けられる。

一つは、あまりに巨大な開発であり、開発されれば古から続いてきた自然環境や景観は二度と元には戻らないということだ。国が電力の買い取りを保証するのはたったの20年である。これらの山々が形成されるのに果たして何万年かかっているのだろうか？

これだけの巨大開発を行えば、地下水の流れも大きく変わるであろうし、森林の持つ保水力も完全に失われる。土砂災害、水害、洪水等、懸念される災害を上げればきりが無い。海までもわずか数キロの距離である、海洋資源への悪影響も懸念される。

もう一つは、事業者が誰なのかはっきりと見えないところである。事業者はAS鴨川ソーラーパワー合同会社とある。この会社にはホームページも無い。事務所は丸の内内の東京会計事務所ということで電話番号さえない。産廃処分場などの開発では、不法投棄を行い、会社は倒産させ責任を逃れるなどということが行われる。150haに及ぶ広大な開発をするのに、このような企業でほんとうに良いのだろうか？

太陽光発電所は建設されてしまえば、ほとんど雇用も生まない。地域の産業にもなりえない。固定資産税のみが地方自治体に入る。東京に所在地を置く事業者であるため、事業税も地域には入らない。将来「負の遺産」として広大なハゲ山が残されるのではないかと、私たちの懸念や不安は尽きない。

鴨川の山と川と海を守る会

鴨川メガソーラー建設の中止を求める会(鴨川市長への反対署名、2018年10月9691筆)